

## 短期入所(介護予防短期入所)生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(1371000298)

当施設は利用者に対して短期入所(介護予防短期入所)生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります

### ◆◆目次◆◆

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. 施設経営法人                   | 1  |
| 2. 利用施設                     | 2  |
| 3. 居室の概要                    | 2  |
| 4. 職員の配置状況                  | 3  |
| 5. 当施設が提供するサービスと利用料金        | 4  |
| 6. 契約終結からサービス提供までの流れ        | 7  |
| 7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について) | 8  |
| 8. 苦情の受付について                | 9  |
| 9. サービス提供における事業者の義務         | 9  |
| 10. 施設利用の留意事項               | 10 |
| 11. 損害賠償について                | 10 |

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 三交会
- (2) 法人所在地 東京都目黒区青葉台3-21-6
- (3) 電話番号 (代表)03-3791-3503
- (4) 代表者氏名 理事長 田中 雅英  
施設長 坂井 祐
- (5) 開設年月 平成10年4月1日

## 2. 利用施設

(1)施設の種類 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

(2)施設の目的 ①—利用者の尊厳を重んじ、利用者本位のサービスを心がけ、利用者満足と自立支援を目指します。

②—高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活の支援に努めます。

(3)施設の名称 特別養護老人ホーム青葉台さくら苑

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

(4)施設所在地 東京都目黒区青葉台3-21-6

(5)電話番号 03-3791-3503(代表)

(6)施設長氏名 坂井 祐

(7)当施設の運営方針

あなたらしい生活と生き方を支援します。

「目配り」「気くばり」「心くばり」

(8)開設年月 平成10年4月1日

(9)入所定員 15人

## 3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、2人部屋と個室があります。

※居室の決定については、状況に応じて事業者が決定致します。

※居室に関する特記事項(トイレの場所は各居室内及び居室外に設置)

| 設備の概要 |        | 特養   | ショート | デイ  | 在支 | 本部 | 合計   |
|-------|--------|------|------|-----|----|----|------|
|       | 定員     | 101名 | 15名  | 25名 |    |    | 141名 |
|       | 多床室    | 44室  | 7室   |     |    |    | 50室  |
|       | 従来型個室  | 10室  | 2室   |     |    |    | 12室  |
|       | 浴室     | 3室   |      | 1室  |    |    | 4室   |
|       | 医務室    | 1室   |      |     |    |    | 1室   |
|       | 食堂兼談話室 | 5室   |      | 1室  |    |    | 6室   |
|       | 面会室    | 5室   |      |     |    |    | 5室   |
|       | 機能訓練室  | 1室   |      | 1室  |    |    | 2室   |
|       | 相談室    |      |      |     | 1室 | 1室 | 2室   |

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については指定基準を遵守しています

令和4年7月1日現在

| スタッフ体制<br>(人数) |         | 特養   | ショート     | デイ   | 在支   | 本部   | 合計  |
|----------------|---------|------|----------|------|------|------|-----|
|                | 施設長     | 1(1) | 1(1)     | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1   |
|                | 事務      | 4(4) | 4(4)     | 4(4) | 4(4) | 4(4) | 4   |
|                | 管理栄養士   | 1(1) | 1(1)     | 1(1) |      |      | 1   |
|                | 介護支援専門員 | 2.8  | 2.8(2.8) |      | 3.2  |      | 6.0 |
|                | 生活相談員   | 2.8  | 2.8(2.8) | 3(2) |      |      | 5.8 |
|                | 嘱託医     | 0.2  |          |      |      |      | 0.2 |
|                | 看護職員    | 4.7  |          | 0.3  |      |      | 5.0 |
|                | ケアワーカー  | 43   |          | 6(2) |      |      | 49  |
|                | 運転・施設管理 | 1    |          |      |      |      | 1   |

( )内は兼務

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種      | 勤務体制(各フロアー)   |
|---------|---|
| 1. 介護職員 | 早番 7:15~16:15 1名<br>日勤 8:30~17:30 1名<br>遅番 10:45~19:45 1名<br>夜勤 16:30~9:30 1名 |
| 2. 看護職員 | 早番 8:00~17:00<br>日勤A 9:00~17:00<br>日勤 9:00~18:00                              |

〈嘱託医一覧表〉

|                 | 医師名   | 診察日 | 曜日 | 時間     |
|-----------------|-------|-----|----|--------|
| 内科              | 松井 豊裕 | 毎週  | 金  | 13:30~ |
|                 | 成子 浩  |     | 火  | 13:30~ |
| 精神科(あおば心療クリニック) |       | 隔週  | 水  | 10:30~ |

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き7割～9割が介護保険から給付されます。【別紙】の料金表によって、利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と居住費及び食費の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

〈サービスの概要〉

#### ① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が4日以上の利用者には指定居宅介護支援事業者又はご利用者本人が作成した居宅介護サービス計画書に基づき、短期入所生活介護計画を作成します。

短期入所生活介護計画は、利用者の身体状況に合わせた介護内容、援助目標、サービスを提供する際に気をつけること等について記載した計画で、入所の際にご本人またはご家族にご説明します。

#### ② 居室の提供

#### ③ 食事

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。

朝食 7:45～ 8:45

昼食 12:00～13:00

おやつ 14:30～15:30

夕食 17:30～18:30

#### ④ 入浴

入浴又は清拭を週 2 回行います。(入所当日、退所当日は入浴できません。医師等から入浴に関しての指示が有る場合にはご報告下さい)

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

#### ⑤ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ⑥ 健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑦緊急時の対応・施設外での受診

利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合は、あらかじめお届け頂いた御家族、主治医等へ可能な限り速やかに連絡すると共に必要な処置を講じます。緊急対応での受診に関しては職員が付き添いますが、搬送後にご家族の到着を待ち、その後の対応をお願いします。他の受診に関しては原則として御家族対応となります。当苑が受診を依頼した場合も同様です。

#### ⑧自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

#### ⑨高齢者の特徴に関しての入所中の生活について

快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- ・ 特別養護老人ホーム及び短期入所(介護予防短期入所)生活介護は、生活施設であり、原則的に身体拘束を行いません。転倒・転落による事故防止に努めておりますが、事故の危険性はゼロではありません。
- ・ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ・ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。
- ・ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

#### ⑩洗濯

利用期間中の日常生活上の洗濯については苑にて実施致します。洗濯が不要な方は入所の際、職員にお知らせ下さい。乾燥機を使用しますので、ウール製品等縮みやすい衣類は破損しやすいため、持参しないようお願い致します。

#### ⑪貴重品

集団生活となりますので、貴金属などの貴重品は持参されないようにお願いします。紛失の可能性があります。

## ⑫行事・クラブ活動

利用期間中、利用者の希望により、実施する行事・クラブ活動に参加していただくことができます。活動費は自己負担になります。

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| クラブ名  | 華道クラブ | 茶道クラブ | 書道クラブ |
| 料金／1回 | 実費    | 実費    | 実費    |

| 年間行事予定 |       | クラブ活動予定 |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 4月     | お花見   | 華道クラブ   | 月1回程度 |
| 5月     | 端午の節句 | 茶道クラブ   | 月1回程度 |
|        | 菖蒲湯   | 音楽クラブ   | 月2回程度 |
| 7月     | 七夕    | 書道クラブ   | 月1回程度 |
| 8月     | 納涼祭   | ふれあい喫茶  | 月1回程度 |
| 9月     | 敬老会   |         |       |
| 12月    | 年忘れ会  |         |       |
| 12月    | 柚子湯   |         |       |
| 1月     | 新年祝賀会 |         |       |
| 2月     | 節分    |         |       |
| 3月     | ひな祭り  |         |       |
| 毎月     | 誕生会   |         |       |

### (2)(1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ①理髪・美容

[理美容サービス]

理容師の出張による理髪サービス(カット・パーマ・カラーリング)(行政で発行している理髪券は使用できません)

##### ②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品や趣向品等をご希望により購入された場合、また、行事・レクリエーションへの参加時・ふれあい喫茶利用時の料金は自己負担になります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### (3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算します。当月料金合計額が翌月指定日(27日)に利用者口座から自動引き落としされます。自動引落とし振込手数料は利用者負担です。又請求書及び領収書の再発行は有料です。

(4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、基本的にかかりつけ医の対応になります。

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

|            |   |
|------------|---|
| 予約受付       | 利用月の2ヶ月前の1日9:30～FAXにて予約ができます。原則として介護支援専門員からのお申し込みになります。事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。   |
| 予約有効期間     | 契約期間中であれば可能です。また介護保険の認定期間外(申請中)の予約をすることも可能です。   |
| 予約の変更・取り消し | 予約の変更や取り消しのある場合は早急に担当の介護支援専門員に連絡してください。   |
| 入所・退所時間    | 入所・退所時間については事前に相談させていただきます。   |
| 入所手続き      | 1 体温、血圧等測定と体調のチェックを実施します。体調がすぐれない場合など、主治医等への受診をお願いすることがあります。また、体調不良・感染症の疑いがあるなど、施設での生活に支障があると判断した場合、この時点で入所をお断りすることがあります。<br>2 持参される物品を持ち物表に記入していただきます。<br>3 緊急連絡先について変更のある場合、また旅行などで長期間自宅を留守される場合は、その際の緊急連絡先を必ずお知らせください。 |
| 退所の手続き     | 当日ご家族立ち会いにて、退所手続きをして頂きます。<br>1 利用中の体調や様子について、質問があれば、ご相談ください。また、利用中の記録物を閲覧することもできます。<br>2 お預かりしていた物品を返却します。持ち物表と合わせて確認のうえサインを頂きます。<br>3 何らかの事情で退所時間に遅れる時は必ずご連絡ください。  |
| 駐車場について    | 駐車許可証を受け取り、所定の場所に駐車して下さい。   |

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)(契約書第13条)

- |   |
|---|
| <p>①要介護認定により自立と判定された場合</p> <p>②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設が閉鎖した場合</p> <p>③施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> |
|---|

- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が他の施設に入所した場合



## 8. 苦情の受付について(契約書第20条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 施設長 坂井 祐
  - 苦情受付窓口 生活相談員 菊本浩三 後藤ひろみ 平野千尋  
石田清乃 峰岸 浩
  - 第三者委員 弁護士 荒木哲郎 東山自治会長 猪田和男
- また、苦情受付ボックス(ご意見箱)を正面玄関に設置しています。

### (2) 行政における苦情の受付窓口

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 目黒区・区役所<br>介護保険担当課                    | 所在地 目黒区上目黒2-19-15<br>電話番号 03-5722-9574<br>受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時              |
| 国民健康保険団体連合会<br>介護保険部相談指導課<br>相談窓口担当   | 所在地 千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館10階<br>電話番号 03-6238-0117<br>受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時      |
| 東京都社会福祉協議会<br>福祉サービス運営適正化<br>委員会(事務局) | 所在地 新宿区神楽河岸1-1飯田橋セントラルプラザ<br>内<br>電話番号 03-5283-7020<br>受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時 |
| 目黒区社会福祉協議会<br>権利擁護センター「めぐろ」           | 所在地 目黒区上目黒2-19-15<br>電話番号 03-5768-3963・3964<br>受付時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時      |

## 9. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得

た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第3者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

#### 10. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持込の制限

飲酒は特に制限のない方につきましては、ご持参いただければ提供することは可能ですが、職員にて管理させていただきます。

##### (2) 面会

面会時間 9:00～21:00

※来訪者は、必ずその都度面会票をご記入ください。

※なお、補食等の持込は職員に一声おかけください

##### (3) 喫煙

敷地内全面禁煙となっております。

#### 11. 損害賠償について(契約書第10条、第11条参照)

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合や利用者の急激な体調の変化と、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して、損害が発生した場合等には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠償額が発生しないか、又はその額を減じる場合があります。

#### 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[特別養護老人ホーム]平成12年4月1日指定 1371000298 定員97名

[通所介護] 平成12年4月1日指定 1371000504 定員25名

[居宅介護支援事業]平成12年4月1日指定 1371000199

青葉台さくら苑の短期入所生活介護ご利用開始にあたり、利用者の方に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項の説明を行いました。

東京都目黒区青葉台3-21-6 青葉台さくら苑

事業者 社会福祉法人 三交会

理事長 田中 雅英 印

説明者 職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の家族など 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者本人との続柄 )